平成２７年（フ）第９８２号
福岡県春日市千歳町１丁目６番地１　レジデンス春日102号
債務者　小川　龍一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８６号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目23番31号
債務者　濱田　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８７号
福岡県太宰府市吉松１丁目13番19号　ファミール水城Ａ102号
債務者　深川　秀世
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９３号
福岡市東区香椎１丁目９番15号　香椎療養所、住民票上の住所福岡市東区名島３丁目８番16―203号
債務者　荒木　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈13番地122
債務者　武智　みえ（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２３２号
大分市高城新町14番27号（グリーンビル高城505）
債務者　門脇　圭吾
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作１番地１志津川中学校グラウンド仮設住宅11―６、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町85番地　町営大森Ｃ住宅213号
債務者　猪又　正利（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第２７号
福島県西白河郡西郷村大字米字中原95番地４
債務者　松田　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
広島県尾道市向島町4793番地１
債務者　山崎　一枝（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１２６号
広島県福山市多治米町５丁目２番７号　日の出荘102
債務者　渡邊　正義
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２２号
愛媛県今治市大西町紺原甲1223番地１　鳥越社宅５号棟1078号室、前住所愛媛県宇和島市大宮町２丁目１番20号、前々住所愛媛県宇和島市大宮町３丁目３－５
債務者　岩城　　保
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県今治市小泉５丁目12番48号、前住所愛媛県今治市近見町２丁目７番２号
債務者　待山加奈子（旧姓黒河）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１４９号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷704番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷52番地―102号
債務者　脇川幸志郎
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷４番地６　本田アパート101号
債務者　大村　ミカ
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1870番地28
債務者　上山カツ子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４２６号
京都府木津川市木津川台１丁目14番地11、前住所京都府木津川市木津宮ノ裏13番地７
債務者　土屋　定弥
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目32番地　ライオンズマンション京都東堀川702号
債務者　青木　　祐
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係